

令和 8 年 4 月 1 日
装 備 政 策 部

装備品等安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項等の
一部改正について

令和 8 年 4 月 1 日付で、装備品等安定製造等確保計画に係る特定取組に関する業務請負契約条項等の一部改正を行いました。

主な改正箇所については、別紙をご確認ください。

以上

※下線部分を追加

○民需と共用する取得設備等の防需活用割合の実績報告等に関する特約条項

(調査)

第5条 甲は、乙に対し、第2条第1項の報告に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係施設に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項の規定にかかわらず疑義が生じた場合は必要に応じて、乙に対し、第2条第1項の取得設備等の防需活用割合について調査することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(報告期間以降の目的外使用)

第7条 乙が指定装備品等の製造等を防衛省から直接受注する者であって大企業者である場合において、甲は、第2条第1項に定める報告期間を経過した後であっても、引き続き5年間、取得設備等に係る防需活用割合の実績の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出を受けた実績が、認定割合を10パーセント・ポイント以上下回るときは、甲は、その事情を調査した上で、第3条の例により、必要な措置を講ずるものとする。